

別表（第2条、第4条関係）

| 区分 | 経費 | 交付率 | | 重要な変更 | |
|------------------------------|--|--|----|--------------------------|---|
| | | 国庫交付金 | 県費 | 経費の配分の変更 | 事業種内容の変更 |
| 強い農業づくり総合支援交付金 | 交付事業者等が、強い農業づくり総合支援交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費 | | | | |
| 1 農業・食品産業強化対策整備交付金 | 1 事業費 (1) 産地収益力の強化に向けた総合的推進 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥料飼料利用 | 1／2以内 (1) (2) オ及びカは1／3以内 ただし、強い農業づくり総合支援交付等要綱別表1—I「交付率」に記載されている別記1に定める場合にあっては別記1に定める率又は額以内とする。 | | 1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の増減 | 1 成果目標の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業実施主体の変更 4 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 5 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 |
| 産地基幹施設等支援タイプ (1) 産地競争力の強化 | ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きよ施工 (オ) 土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設 エ 畜産物産地基幹施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 自給飼料関連施設 (オ) 家畜改良増殖関連施設 (カ) 畜産周辺環境影響低減施設 (キ) 畜産副産物肥料飼料利用施設 オ 農業廃棄物処理施設整備 (2) 産地合理化の促進 ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 イ 集出荷貯蔵施設等再編利用 ウ 農産物処理加工施設等再編利用 エ 食肉等流通体制再編整備 | | | | |

| | | | | |
|----------------------------|--|---|--|---|
| | <p>オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 カ 乳業再編等整備 (ア) 効率的乳業施設整備 (イ) 集送乳合理化推進整備 (ウ) 需給調整拠点施設整備</p> <p>2 附帯事務費 (1) 市町村附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>(2) みどりの食料システム戦略の推進 みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）の推進に必要な以下の施設の整備又は改修等が実施できるものとする。</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きよ施工 (オ) 土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物产地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 产地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設 エ 畜産物产地基幹施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 自給飼料関連施設 (オ) 家畜改良増殖関連施設 (カ) 畜産周辺環境影響低減施設 (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設 オ 農業廃棄物処理施設整備</p> | 1／2以内 | 1／2以内 | |
| 卸売市場等支援タイプ (1) 食品流通の合理化 | <p>交付事業者等が、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 事業費 (1) 食品流通拠点施設整備の推進 品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場統合・連携促進施設整備、輸出促進対応卸売市場施設整備、卸売市場防災対応施設整備、共同物流拠点施設整備</p> | 4／10以内 ただし、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別表1-II「交付率」に記載されている別 | 1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の増減 2 卸売市場法第72条 3 事業実 | 1 成果目標の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業実 |

| | | | | |
|--------------------|--|--|--|---|
| | <p>ア 売場施設 イ 貯蔵・保管施設 ウ 駐車施設 エ 構内舗装 オ 搬送施設 カ 衛生施設 キ 食肉関連施設 ク 情報処理施設 ケ 市場管理センター コ 防災施設 サ 加工処理高度化施設 シ 選果・選別施設 ス 総合食品センター機能付加施設 セ 附帯施設 ソ アからセまでの施設内容に準ずる施設 タ 共同集出荷施設</p> <p>2 附帯事務費 市町村附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> | <p>記2に定める場合にあっては、別記2に定める率以内とする。</p> <p>1／2以内</p> | | <p>第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用</p> <p>4 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 5 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> |
| 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金 | <p>1 国産農作物生産基盤強化等対策事業費補助金</p> <p>1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等</p> <p>(2) 整備事業 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農産物被害防止施設 ケ 農業廃棄物処理施設 コ 生産技術高度化施設 サ 種子種苗生産関連施設</p> | <p>交付事業者等が、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 収益性向上対策 (1) のアの事業導入する農業機械等の本体価格の1／2以内とする。 (1) のイの事業 1／2以内 ただし、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱別表2のI基金事業の1(1)のイの「補助率」に記載されている生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内とする。</p> <p>(2) 整備事業 1／2以内 ただし、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱別表2のII整備事業の1収益性向上対策の「補助率」に記載されている生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内とする。</p> | | <p>1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の増減 2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p> <p>1 成果目標の変更 2 事業の中止又は廃止 3 交付事業者等の変更 4 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 5 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> |

| | | | | |
|----------------|--|--|--|---|
| | <p>シ 有機物処理・利用施設</p> <p>(3) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</p> <p>2 附帯事務費 (1) 市町村附帯事務費 市町村が1(2)の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>1 生産拠点育成整備事業 産地生産基盤パワーアップ事業及び風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業を活用して導入する栽培用施設及び付帯設備、機械導入等に係る経費について市町村とともに支援する。</p> <p>2 生産拠点推進事業 生産拠点を育成するために必要な会議及び研修会の開催、調査等に係る経費</p> | <p>(3) 効果増進事業 定額(1/2相当)</p> <p>2 附帯事務費 (1) 市町村附帯事務費 1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/10以内</p> <p>定額</p> | | |
| 2 園芸生産拠点育成支援事業 | <p>園芸産地における事業継続強化対策補助金</p> <p>1 園芸産地における事業継続強化対策補助金</p> <p>交付事業者等が、園芸産地における事業継続強化対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に係る経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に係る経費</p> <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践に係る経費 (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証に係る経費 (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策に係る経費</p> | <p>定額</p> <p>定額</p> <p>1/2以内</p> | | <p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 取組主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> |

| | | | | | |
|---|--|--|--|--------------------------------|--|
| <p>持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金</p> <p>1 種ばれいしょの新产地形成支援事業</p> | <p>交付事業者等が、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費又は当該経費につき、市町村が補助するのに要する経費</p> <p>1 種ばれいしょ生産開始に向けた検討会や種ばれいしょ生産技術習得に必要な研修会の開催、研修受講、実地研修及び実地試験に係る経費、栽培マニュアル作成等に係る経費</p> <p>2 種ばれいしょの新規作付けに伴って、追加的に必要となる種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費、ウイルス株検定等の経費</p> <p>3 新たな種ばれいしょ生産開始に資する農業機械等の導入、リース導入又は改良に要する経費</p> | <p>1 定額</p> <p>2 10a当たり 20,000円</p> <p>3 1／2以内</p> | | <p>1 経費の欄に掲げる1～3の経費の相互間の増減</p> | <p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>5 成果目標の変更</p> |
|---|--|--|--|--------------------------------|--|

(注) 「区分」欄の1は国の補助金名を、(1)、(2)は国政策目的名を表す。